

平成 29 年度 第 9 回臨時総会 議事録

開催日時	平成 30 年 3 月 5 日 (月) 午後 4 時 23 分～午後 4 時 55 分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6 階 会議室
出席委員	西野幸一 池澤 誠 西本統洋 加藤孝幸 廣井千里 中島義幸 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 竹内義昭 中島正根 中山忠明 山本和正 松田 環 上田 博 久保壽美男 川澤一博 矢野 強 以上 18 名
欠席委員	高橋政継 以上 1 名
事務局	吉良事務局長 岩崎次長 榮枝管理主幹 堀内係長 長澤主任 廣末主事 以上 6 名
議 題	議案第 1 号 農地利用最適化推進委員の辞任について 議案第 2 号 農地利用最適化推進委員の補充について 議案第 3 号 農地利用最適化推進委員の募集手続きについて

開 会	会長 大野哲が議長となり、開会を宣す。(午後4時23分)
議事録署名委員	議長が、廣井千里委員、山本和正委員を指名する。
議 事 議 長	<p>それでは、お手元に配布いたしました臨時総会次第により議事を進めてまいります。</p> <p>それでは、議事に移ります。</p> <p>議案第1号 農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局より説明願います。</p>
堀内係長	<p>それでは、議案第1号 農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局からご説明いたします。</p> <p>朝倉地区の町田光男推進委員から辞任届が提出されました。参考資料として、辞任届の写しを配付しております。</p> <p>2枚目の「経過及び辞任理由」にありますとおり、辞任理由等の確認を行うため、事務局が2月27日に自宅に電話をしたところ、家族(妻)から、本人は体調が悪く、電話に出ることも、改めて面談することも無理とのことで、町田推進委員本人とお話できる状態ではありませんでした。</p> <p>従いまして、家族から聞き取りを行い、辞任理由は、持病により体調が悪化し、心身の倦怠感が著しく、現在通院加療中であることから、推進委員の職務に従事することは困難であること、また辞任日は臨時総会で同意を得る3月5日とすることを確認いたしました。</p> <p>農業委員会法第23条の規定にありますとおり、推進委員の辞任には農業委員会の同意が必要となっていますので、本日の臨時総会に議案として提出させていただきました。ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	ないようですので、本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地利用最適化推進委員の補充について、事務局より説明願います。</p>
堀内係長	<p>それでは、議案第2号 農地利用最適化推進委員の補充について、事務局から説明いたします。</p> <p>「高知市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則」の第10条第1項において、推進委員の補充については、「解職、失職及び辞任その他の理由により推進委員に欠員が生じ、担当区域の所掌事務に支障が生じた場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければならない。」と規定されています。</p> <p>朝倉地区の推進委員の定数は3人であり、町田推進委員の辞任後も、2人の推進委員が地区を担当しますが、地元の農業委員からは、朝倉地区は面積が広いため、欠員のままでは業務に支障が出るのではとの意見をいただいています。</p> <p>なお、補充を行う場合は、改選時と同様の手続きを踏んで募集・選考を行うこととなります。朝倉地区において補充を行うかどうか、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
西本委員	面積が広いから補充してほしいです。
議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	西本委員がおっしゃるように朝倉地区は面積が広いため本件につきましては、議案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地利用最適化推進委員の募集手続きについて、事務局より説明願います。</p>
堀内係長	<p>それでは、補充を行うことが決定しましたので、募集手続きについてご説明いたします。</p> <p>募集人数は、朝倉地区の推進委員1人で、募集期間はおおむね1か月必要であり、募集の準備から委嘱までの手続きを考慮して、案としまして3月15日（木）から4月13日（金）までの30日間を想定しています。また、候補者の中間公表、最終公表をホームページで行う必要があります。</p> <p>募集要項は別紙（案）のとおりで、内容に大きな変更はありません。JA高知市朝倉支所及び農業委員会事務局での配付と、高知市ホームページへの掲載を予定しております。</p> <p>参考資料として、募集スケジュール案を添付しております。</p> <p>本日の臨時総会で募集手続きについてご承認いただいた後は、募集要項の作成、関係団体への協力依頼等の準備を経て、②候補者の募集、5月7日の農地総会と同日に③選考委員会で候補者の選考、④臨時総会で委嘱の決定を行い、⑤委嘱式を5月下旬の定期総会同日に行う流れを考えております。</p> <p>なお、③にありますように、候補者選考委員会の設置が必要となります。高知市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会設置要綱第3条の規定には、選考委員会は会長、会長職務代理者、会長が指名した者で組織することとなっております。会長からは、再募集を行った介良地区同様、運営委員でもある各事前審査会の委員長と中立委員の廣井委員を指名いただいておりますので、承認をお願いいたします。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —

議 長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	— 異議なし —
議 長	ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。 続きますので、事務局より報告事項があります。
堀内係長	— 農業経営改善計画の認定について 報告 —
議 長	報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委 員	— 意見なし —
議 長	先程、運営委員会で話をしましたが、基本的に病気による辞任の場合は診断書を付けていただくという方向でお願いをしております。今後は、あまりない方がいいですが、事前審査会でも委員の辞任があった場合は補充について協議をしていただきたいと思います。
大野会長	— 先月 19 日から 20 日にかけての東京出張による、都市農業に関する谷合農林水産副大臣への表敬訪問・農林水産省、国土交通省への訪問について 報告 —
西野委員	初月地区と秦地区は生産緑地制度を導入したいと思います。是非とも移動農業委員会でやってもらいたいと思います。
西本委員	前は 20 年ということでしたが、30 年ということは決まっておりますか。
議 長	生産緑地法が 30 年で、納税猶予が 20 年です。なくなった時点で、遡って土地が上がると非常に大きな相続税が掛かりますが、貸し付けても猶予がされるという内容になるようです。

西本委員	選択制ですか。
議 長	そうです。選択制と今後の高知市の方針によって地区を指定するとか、介在農地の指定などを計画的に話し合いながら進めていかなければならないと思います。市民の理解を得ることが重要です。
西本委員	相続の 20 年間ですが、市街化の農地は自分で作らないといけない所を貸し付けていいのか、いけないのかは従来のままですか。
議 長	生産緑地法で農地を貸し付けても構わないということです。以前に西本委員が権利が継続するという話をされていたと思いますが、権利はなくなります。
西本委員	従来からの相続税の納税猶予を受けてからの 20 年間は、市街化区域は貸し付けができなくて、市街化調整区域は貸し付けができるということですが、やはり市街化区域はできませんか。
議 長	生産緑地法で貸し付けができる部分とできない部分があり、確認をしておりますので、今後勉強させていただきたいと思います。
吉良事務局長	高橋理事と長岡部長が中澤副市長と一緒に生産緑地制度を検討しており、会長にも農水省へ行っていただきました。方向性としては生産緑地制度を導入するというので進んでおります。生産緑地制度の問題としては、都市農業をやっている農業者しかメリットがありません。それも一つのメリットではありますが、先ほど会長がおっしゃったように他のメリット、例えば、市街化の中にどうして農地が要るのかということで、都市農業振興基本法の中に市街化区域に農地が必要な理由として6つぐらい挙げられていたと思います。農業体験の場であるとか防災や住環境などがあり、農業者だけが得をするのではなく、組み合わせることが必要ではないかという話になっております。一つの案として挙げられているのは、横浜でやっておりますが、防災協力農地と一緒に手続きをしてもらうという案がありますが、まだ決まっておりません。生産緑地は市街化区域の農地ならどこでもいいのかというと、おそらく生産緑地

吉良事務局長	<p>区域というのを指定して、その区域の中の例えば4メートル道路に面して接続する何区画かを合わせて今の基準でいくと500平方メートル以上であり、条例で300平方メートルまで下げることができますので、300平方メートルにするのか500平方メートル以上にするのかは、これからの話ですが、審査を通った所が生産緑地の指定をして生産緑地の札を立てます。そうすると固定資産税が国の試算では、10アール当たり20万円が2千円になると出ております。資産税課に聞いてもそれぐらいの、調整区域の農地並みになるとのことです。固定資産税は10年やって生産緑地をやめたと言っても2千円を10年間払ってきたので、遡って払うという話にはなりません。評価の仕方として生産緑地は宅地並み評価をする農地から外れて、生産緑地でなければ宅地並み評価をする農地になり、毎年1月1日が基準日です。ただし、納税猶予は20年以内にやめたとなると、当初の猶予をした時から今までの利子も含めて一括で払わないといけなくなります。現在は、どのような所が対象地区になり、どのような所が手を挙げるのかはっきり決まっておりませんが、今後はそこを詰めて、高橋理事とは来年度の固定資産税からは適用になる所は一刻も早く安くなるようにやりたいという話をしております。</p>
西本委員	ハードルが高いですね。
議長	低くなりましたけど、まだ高い部分はありますね。
中島（正）委員	<p>生産緑地に登録して納税猶予は利用しないで、作れなくなるまで作っている間は固定資産税が安くなるということですか。</p>
吉良事務局長	<p>結果としてそうなるだけであって、資産税課に確認をしました。評価の仕方として「市街化区域内の農地は宅地並み評価をする（生産緑地を除く）」と税法の中に書いてあります。つまり、生産緑地は宅地並み評価をしない一般農地として毎年1月1日に状態を見極めて、その年の評価をしますので、生産緑地の認定を受けている間は安い農地ということですよ。20年の納税猶予は途中でやめたら遡るから、今までの利子も含めて一括で払わないといけません。</p>

西本委員	<p>相続の場合は、宅地並みで評価をしており、生産緑地だと固定資産税が20万円のところが2千円になるということですが、生産緑地の区域であることが条件にあるわけですね。今の相続は、市街化区域ならどこでも軽減措置があるけど、生産緑地の場合は指定した所でないといけないという違いですね。市から認定を受けないといけないということですね。</p>
吉良事務局長	<p>横浜の方で見たら生産緑地で手を挙げる所はこの日までに必要書類を整えて申請があって、今までの作っている人や面積を調べたうえで、都市計画の審議会の中で、「ここを生産緑地に認定してくれ」と挙がってきたら、そこは生産緑地区域の中にあるこのような条件の所であるということを言うと、認定する条件は決まっておりますので、その条件を満たしていれば認定をして生産緑地と分かるように札を立てます。</p>
西本委員	<p>虫食い状の残った所を全部してくれるというような甘い考えではいけないですね。</p>
吉良事務局長	<p>連坦性はあって、一番の根本は生産緑地ができた時に、30年経って生産緑地が終わったら必要であれば市が買い上げます。買い上げることができない所がほとんどでしょうけど、それからすると道路が付いているなどというのは、そこを将来買い上げなくてはいけないとしても、市の施設を作るのに道路が付いているから便利とか、そのような所は認定をしようというのがあったのではないかと思います。道からかなり離れた畔しかないような所に500平方メートルあると言っても、高知市の基準からすると難しいと思います。それを決めるのはこれからになります。</p>
西本委員	<p>評価は変わることはないですか。</p>
吉良事務局長	<p>様々な事情があって今は評価が高いです。固定資産税が高いということは評価が高いので、何かの担保に出している人は評価が安くなったら困るという人もいます。ビニールハウスのコンクリート張りも担保に出しているから固定資産税が安くなったらさらに担保がいるということで、事情によって土地の評価があった方がいい人と固定資産税が安くなった方がいい人がおりますので、手を挙げることもできないし、手を挙げたから誰でも認定になるということでもありません。</p>

議長	これから一生懸命勉強したいと思います。他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	それでは、以上をもちまして第9回臨時総会を閉会いたします。
閉会	議長が挨拶して閉会を宣す。(午後4時55分)

以上のおおりに、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成30年4月23日

議長 大野 哲

議事録署名委員 廣 利 千里

議事録署名委員 山本和正

議事録作成者 廣 末 翔 太